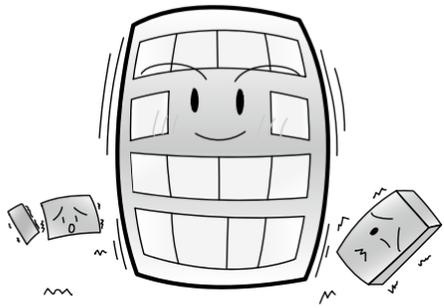


## 庁舎ができた頃の八千代を振り返る

# 方針が決定



の確保」と「市民サービスの向上」「財政負担の軽減と庁舎機能の最適化」の3点を重要視し、整備手法等について検討しました。専門会議での検討結果は、報告書として取りまとめられ、市長に手渡されました。

### ■事業費とスケジュール

整備に必要な費用について、庁舎整備のための基金を平成34年までに30億円を目標に積み立てを進めています。また、事業費削減のために民間の資金、技術力、ノウハウを活用した事業手法についての検討も行います。

事業スケジュールは、現在次のように想定していますが、できるだけ早く完成できるように工期短縮を含め、検討していきます。

**平成30年度基本計画策定** 基本計画では、新庁舎の位置や規模、必要な機能、設備などを決定します。

**31年度基本設計策定** 基本設計では、基本計画で示された条件などを基に、庁舎の規模など概略を決定して図面などを作成します。これにより工事費の概算も示されます。

**32・33年度実施設計策定** 実施設計では、基本設計を基に使用する材料など、より具体的な仕様を定めた詳細設計や図面などを作成します。

**34・35年度新庁舎建設工事**

**36年度新庁舎開庁**

### 6月30日に市民説明会を開催します

市庁舎整備の方針やこれまでの検討経緯などについて説明します。先着100人。申し込みは不

#### ●昭和44年現在の本庁舎旧館完成



▲昭和44年市役所庁舎（現本庁舎旧館）が完成  
現在の場所に庁舎が完成したとき、世帯数は14,598世帯で、人口は56,112人でした。

7月には、市内で初めての市立図書館として現大和田図書館がオープンしました。この頃、昭和43年に勝田団地、45年に米本団地への入居が始まりました。

#### ●昭和47年現在の上下水道局庁舎完成

このとき本市の世帯数は27,576世帯、人口は96,277人でした。



▲昭和47年の水道局庁舎（現上下水道局庁舎）

5月には高津団地への入居が始まりました。前年の46年には、吉橋工業団地の造成工事が完成しています。

また、翌年の48年には、現在の教育委員会庁舎（旧大和田郵便局）が完成。3月には住民登録人口が10万人を超えました。

●昭和51年本庁舎新館が完成して現在の形に  
世帯数は34,703世帯、人は117,099人でした。8月には村上団地への入居が始まりました。前年の50年に実施された国勢調査では、人口の増加率が県内1位、全国の人口10万人以上の市でも1位を記録しました。



▲昭和51年本庁舎新館（左）が完成

#### ●昭和61年本庁舎別館が完成

3月には、市内で東葉高速鉄道の工事が始まり、着工安全祈願祭が行われました。

平成3年には、現在の本庁舎第2別館（旧千葉地方法務局八千代出張所）が完成。4月には萱田中学校が開校。10月には、人口が15万人を超えました。

要です。直接会場にお越しください。駐車台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

▶場所 市民会館3階第3会議室 ▶日時 6月30日(土)午後2時～4時

### 市民の意見を庁舎の整備に生かします

市では、今年度進める市庁舎整備基本計画の策定に当たり、有識者や各種団体の代表者や公募市民を委員とする市庁舎整備基本計画検討委員会を設置します。会議で市庁舎整備に必要な機能や施設などを検討するための市民委員を募集します。

▶資格 市庁舎整備に関心がある、市内在住か在勤・在学の成人で、委員として年間5回程度の会議に出席できる人。 ▶募集人数 4人  
▶任期 委嘱日（8月予定）～31年3月31日  
▶報酬 会議1回につき7,000円（交通費の支給なし） ※募集要項など詳しくは市役所庁舎総合整備課か市ホームページをご覧ください。

この特集のお問い合わせは、  
庁舎総合整備課  
☎483-1151(代表)へ

### 八千代市長の資産等報告書の閲覧

「政治倫理の確立のための八千代市長の資産等の公開に関する条例」に基づいて作られた、市長の資産等補充報告書、関連会社等報告書が、7月2日(月)から、市役所1階法務課情報公開班で閲覧できます。閲覧を希望する人は「八千代市長の資産等報告書等閲覧請求書」の記入をお願いします。（秘書課）

### 身に覚えのない架空請求ハガキにご注意ください

「法務省管轄支局○○センター」など、公的機関のような名前前で「契約不履行により民事訴訟が開始される」「給料や不動産の差し押さえを強制的に行う」などと脅かして不安をあおり、訴訟取り下げ最終期日を指定して連絡するよう促す架空請求が増えています。これらは、巧みに個人情報聞き出してお金を支払わせる詐欺です。応じる必要はありません。身に覚えのない請求を受けたときは、絶対に連絡をしないで消費生活センター☎(485)0559に相談してください。

### 浄化槽は適切な清掃と保守点検を

#### ■浄化槽の清掃と保守点検を

浄化槽内部では、汚泥が徐々にたまり、そのまま放っておくと放流水と一緒に流れ出てしまうだけでなく、機能が低下する原因にもなります。浄化槽を使っている家庭では、維持管理が義務付けられています。保守点検は県に登録されている業者、清掃は市の許可業者と契約し、維持管理に努めてください。また、年1回、水質検査も義務付けられています。

#### ■高度処理型浄化槽を設置する人に補助金を交付します

生活排水による川や沼の水質汚濁を防止するため、高度処理型浄化槽を設置しようとする人に、補助金を交付します。対象は、公共下水道事業計画区域外の地域、または、当分の間整備が見込まれない区域内の地域に設置する人です。

#### ■補助対象となる高度処理型浄化槽

- ① N20型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が10mgを超え20mg以下の機能
- ② N10型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が10mg以下又は総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能
- ③ NP型 放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20mg以下で、総りん濃度の日間平均値が1mg以下の機能
- ④ BOD型 BOD除去率97%以上で、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が5mg以下の機能

#### ■補助金額

既存の単独処理浄化槽・くみ取り便槽を①～④の浄化槽に取

